

クイーンズランド日本コミュニティ協会 定款 (Constitution of Japan Community of Queensland Inc)

第1条 解釈

(1) 本規則において

Act とは、「1981年団体法人法 (Associations Incorporation Act 1981)」をいう。

「出席 (present)」とは次を意味する。

(a) 運営委員会会議においては、第23条(6)に定めるもの。

(b) 総会においては、第37条(2)に定めるもの。

(2) 本モデル規則に定義されていないが、法令 (Act) で定義されている語句については、文脈上可能な場合、同法で定められた意味を持つ。

第2条 名称

本法人の名称は Japan Community of Queensland Inc. (クイーンズランド日本コミュニティ協会) とする
(以下「本協会」という)。

第3条 目的

本協会の目的は、クイーンズランド州に居住する日本人およびその他の文化的・言語的に多様な人々で、次のような状況にある人々の苦難を軽減することである。

(1) 家庭内暴力の被害者

(2) 自然災害の被害者

(3) 高齢であり、孤独や地域社会からの孤立に苦しんでいる人々

第4条 権限

(1) 本協会は、個人と同等の法的権限を有する。

- (2) 本協会は、例えば次のことを行うことができる。
- (a) 契約を締結すること
 - (b) 財産を取得、保有、管理、処分すること
 - (c) 提供するサービスや施設に対して料金を設定すること
 - (d) 協会の運営に必要なまたは便宜的なその他の行為を行うこと
- (3) 本協会は、現在の未法人団体 Queensland Japan Association Establishing Committee（以下「未法人団体」）の資金、資産、負債を引き継ぐことができる。
- (4) 本協会は、担保付または無担保の債券や社債などを発行することができる。

第5条 会員区分

- (1) 本協会の会員は、通常会員および次の会員区分から構成される。

(a) 通常会員

- (i) 18歳以上の個人であること
- (ii) 本協会の目的に賛同すること

(b) ジュニア会員

- (i) 18歳未満の個人
- (ii) 本協会の目的に賛同すること
- (iii) 18歳以上の親または保護者の書面による同意が必要
- (iv) 投票権を持たない（法律で認められる場合を除く）
- (v) 運営委員会の役員になることはできない

(c) 団体会員（Corporate members）

- (i) 何らかの組織であること
- (ii) 本協会の目的に賛同すること
- (iii) 運営委員会により承認されること
- (iv) 1名の代表者が投票権1票を持つことができる
- (v) 運営委員会の役員になることはできない

(2) 会員数

- (a) 通常会員数は制限なし

(b) ジュニア会員数は制限なし

(c) 団体会員数は制限なし

第6条 自動会員資格

本協会が法人化された日に、未法人団体の会員であった者で、運営委員会が定めた日までに本法人の会員になることを書面で同意した者は、運営委員会により次のいずれかとして入会が認められる。

(1) 未法人団体で所属していた会員区分と同等の区分

(2) 同等の区分がない場合は通常会員

第7条 新規会員

(1) 個人および団体はすべて会員申請を行うことができる。

(2) 会員申請は次の条件を満たさなければならない。

(a) 書面によること

(b) 申請者の署名があること

(c) 運営委員会が定める様式であること

第8条 会費

(1) 会費は次の通りとする。

(a) 金額は総会において会員が決定する

(b) 支払い方法および時期は運営委員会が決定する

(2) 未法人団体の会員としてすでに年会費を支払っている者は、運営委員会が定めた次回の年会費支払い日まで追加の会費を支払う必要はない。

第9条 会員の承認または拒否

(1) 運営委員会は次を受け取った後、次回の委員会会議で申請を審査する。

(a) 入会申請書

(b) 会費

(2) 運営委員会は、審査前に申請者へ次の事項を通知しなければならない。

- (a) 本協会が賠償責任保険に加入しているか
- (b) 加入している場合、その補償額
- (3) 申請が第7条(2)に適合している場合、法律上の理由がない限り承認しなければならない。
- (4) 事務局長は、承認または拒否の決定後、速やかに申請者へ書面で通知しなければならない。

第10条 会員資格の終了

- (1) 会員は書面で事務局長に退会届を提出することで退会できる。
- (2) 退会は次の時点で有効となる。
 - (a) 事務局長が通知を受領した時
 - (b) 通知に記載された後日の時点
- (3) 運営委員会は、次の場合に会員資格を終了させることができる。
 - (a) 起訴可能犯罪で有罪となった場合
 - (b) 本規則に違反した場合
 - (c) 会費を2か月以上滞納した場合
 - (d) 協会の名誉または利益を損なう行為をした場合
- (4) 運会員資格を終了させる前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (5) 終了が決定された場合、事務局長は書面で通知しなければならない。

第11条 入会拒否または会員資格終了に対する異議申立て

- (1) 入会申請を拒否された者、または会員資格を終了された者は、その決定に対して異議申立てを行う意思を書面で事務局長に通知することができる。
- (2) 異議申立ての通知は、決定の書面通知を受け取ってから1か月以内に提出しなければならない。
- (3) 事務局長が異議申立ての通知を受け取った場合、1か月以内に総会を招集し、その異議を審議しなければならない。

第12条 異議申立てを審議する総会

- (1) 異議申立てを審議する総会は、事務局長が通知を受け取ってから3か月以内に開催されなければならない。

- (2) 会議では、申立人に対し、入会拒否または会員資格終了が不当である理由を十分かつ公平に説明する機会を与えなければならない。
- (3) また、申請を拒否または資格終了を決定した運営委員会およびその委員にも、その理由を説明する機会を与えなければならない。
- (4) 異議申立ては、出席し投票権を有する会員の過半数の賛成により決定される。
- (5) 入会拒否された者が1か月以内に異議申立てを行わなかった場合、または異議申立てが却下された場合、事務局長は支払われた会費を速やかに返還しなければならない。

第13条 会員名簿

- (1) 運営委員会は、協会の「会員名簿（Register of Members）」を作成し保管しなければならない。
- (2) 名簿には各会員について次の事項を記載する。
 - (a) 氏名
 - (b) 郵送先住所または居住住所
 - (c) 入会日
 - (d) 死亡日または退会日
 - (e) 会員資格の終了または復帰に関する詳細
 - (f) 運営委員会または総会が決定したその他の事項
- (3) 名簿は、合理的な時間内であれば会員が閲覧できるものとする。
- (4) 閲覧を希望する会員は事務局長に連絡し調整する。
- (5) 情報公開が会員の安全に危険を及ぼす可能性があるとして運営委員会が合理的に判断した場合、氏名以外の情報を閲覧用名簿から非公開とすることができる。

第14条 会員名簿情報の使用禁止

- (1) 会員は次の行為をしてはならない。
 - (a) 会員名簿の情報を利用して、政治・宗教・慈善・商業目的の広告を送付すること
 - (b) 他者が上記目的で会員へ連絡する可能性があるとして知りながら、名簿情報を第三者に提供すること
- (2) ただし、協会が承認した場合はこの限りではない。

第 15 条 事務局長（Secretary）の任命または選出

(1) 事務局長は次の条件を満たす個人でなければならない。

- ・クイーンズランド州に居住している； または
- ・他州に居住していても QLD 州境から 65km 以内

以下のいずれかの方法で選任される。

- (a) 会員により選出された会員
- (b) 運営委員会により任命された次の者
 - (i) 運営委員会メンバー
 - (ii) 協会の別の会員
 - (iii) その他の人物

(2) 法人化前に暫定事務局長が選ばれていない場合、運営委員会は法人化後 1 か月以内に事務局長を任命または選出しなければならない。

(3) 事務局長が欠員となった場合、運営委員会は 1 か月以内に新たな事務局長を任命または選出しなければならない。

(4) (1)(b)(ii)により任命された者は、委員会の空席補充でない限り運営委員にはならない。

(5) 空席補充として任命された場合は、運営委員となる。

(6) (1)(b)(iii)の人物は運営委員にはならない。

(7) 「空席（casual vacancy）」とは、辞任・死亡・その他の理由で役員が職務を離れた場合をいう。

第 16 条 事務局長の解任

(1) 運営委員会は、任命した事務局長をいつでも解任できる。

(2) 解任された事務局長が運営委員である場合、その者は運営委員の資格を維持する。

(3) 委員会の空席補充として任命された事務局長が解任された場合も、運営委員の資格を維持する。

第 17 条 事務局長の職務

事務局長の職務は次を含む。

- (a) 協会の会議を招集すること（会長と協議のうえ議題通知を作成）
- (b) 会議の議事録を作成すること

(c) 協会のすべての書簡および文書のコピーを保管すること

(d) 会員名簿を管理すること

第 18 条 運営委員会の構成

(1) 運営委員会は次で構成される。

- ・ 会長 (President)
- ・ 会計 (Treasurer)
- ・ 総会で選出されたその他の委員

(2) 運営委員は、規則 15(1)(b)(iii)で任命された事務局長を除き、協会の会員でなければならない。

(3) 年次総会ごとに運営委員は一旦退任するが、再選される資格を有する。

(4) 会員は第 21 条に基づき空席補充として任命されることがある。

第 19 条 運営委員の選出

(1) 運営委員は次の方法で選出される。

(a) 会員 2 名が別の会員を候補者として推薦できる

(b) 推薦は

- ・ 書面で
- ・ 候補者と推薦者の署名があり
- ・ 総会の 14 日前までに事務局長へ提出

(c) 総会出席会員は各空席につき 1 名へ投票できる

(d) 候補者が不足する場合、会議当日に推薦を受け付ける

(2) 候補者は次の条件を満たす者とする。

(a) 成人であること

(b) 法律 61A 条により資格を失っていないこと

(3) 候補者名簿は総会前 7 日間、協会事務所または通常の会合場所に掲示する。

(4) 必要な場合、投票用紙を作成する。

(5) 候補者は選出前に、協会の賠償責任保険の有無と補償額を知らされる。

第 20 条 運営委員の辞任・解任・退任

- (1) 運営委員は事務局長へ書面通知することで辞任できる。
- (2) 辞任は次の時点で有効となる。
 - (a) 事務局長が通知を受け取った時
 - (b) 通知に記載された後日
- (3) 総会で出席会員の過半数が賛成した場合、役員を解任できる。
- (4) 解任決議前に当該役員へ弁明の機会を与える。
- (5) 解任に対する異議申立ては認められない。
- (6) 法律 64(2)に該当する場合、役員は直ちに職を失う。

第 21 条 運営委員会の欠員

- (1) 運営委員会に欠員が生じた場合、残りの委員は次の年次総会までの期間、協会の会員から新たな委員を任命することができる。
- (2) 運営委員会は欠員があっても業務を継続することができる。
- (3) ただし、委員数が第 24 条(1)で定める定足数を下回った場合、残りの委員は次の目的のためにのみ行動できる。
 - (a) 定足数を満たすために委員数を増やすこと
 - (b) 総会を招集すること

第 22 条 運営委員会の職務

- (1) 本規則または総会決議に従い、運営委員会は協会の運営、財産および資金の管理全般を行う。
- (2) 規則に定めのない事項について、運営委員会はその解釈を決定する権限を持つ。ただし、その解釈は団体法人法（Act）および関連規則に従わなければならない。

※規則が法律と矛盾する場合、法律が優先される。

- (3) 運営委員会は次の権限を行使できる。
 - (a) 協会が決定する方法で資金を借入・調達すること
 - (b) 借入金や契約、保証などの義務を担保すること

- (c) 発行済み証券の購入・償還
 - (d) 会員から資金を借入れ利息を支払うこと
 - (e) 財産に抵当権を設定すること
 - (f) 社債や証券を発行すること
 - (g) 発行証券の償還
 - (h) 会員が決定する方法で投資すること
- (4) 会員から借入れる場合の利率は、協会の金融機関の当座貸越金利を超えてはならない。

第 23 条 運営委員会の会議

- (1) 運営委員会は適切と判断する方法で会議を開催できる。
- (2) 運営委員会は少なくとも 4 か月に 1 回会議を開催しなければならない。
- (3) 会議の招集方法は運営委員会が決定する。
- (4) 会議通知の方法も運営委員会が決定する。
- (5) オンライン会議など、委員が議論を聞き参加できる技術を用いた会議を開催することができる。
- (6) その場合、参加者は会議に出席しているものとみなされる。
- (7) 議題は出席委員の過半数で決定する。賛否同数の場合は否決とする。
- (8) 委員が契約に利害関係を持つ場合、その議決に投票してはならない。
- (9) 会長が議長を務める。
- (10) 会長がいない場合または開始 10 分以内に出席しない場合、出席委員の中から議長を選出する。

第 24 条 運営委員会会議の定足数

- (1) 定足数は、直近の総会で選出された委員数の 50% を超える人数とする。
- (2) 委員の要請で招集された会議で、開始 30 分以内に定足数が満たされない場合、会議は無効となる。
- (3) それ以外の場合、会議は少なくとも 1 日後に延期される。
- (4) 延期された会議でも定足数が満たされない場合、その会議は無効となる。

第 25 条 運営委員会の特別会議

- (1) 委員の 33%以上の署名による書面要求があった場合、事務局長は 14 日以内に特別会議を招集しなければならない。
- (2) 事務局長が招集できない場合、会長が招集する。
- (3) 要求書には次を記載する。
 - (a) 会議を招集する理由
 - (b) 会議で扱う議題
- (4) 会議通知には次を記載する。
 - (a) 日時・場所
 - (b) 議題
- (5) 特別会議は通知後 14 日以内に開催されなければならない。

第 26 条 運営委員会議事録

- (1) 事務局長はすべての議題、決議、討議事項について正確な議事録を作成し、議事録簿に記録しなければならない。
- (2) 議事録の正確性を確認するため、議長が署名する。

第 27 条 小委員会

- (1) 運営委員会は必要に応じて「サブコミッティ（小委員会）」を設置できる。
- (2) 小委員会のメンバーが運営委員でない場合、運営委員会会議での投票権は持たない。
- (3) 小委員会は議長を選出できる。
- (4) 議長がいない場合、出席者が議長を選出する。
- (5) 小委員会は必要に応じて会議を開催・延期できる。
- (6) 議題は出席者の過半数で決定する。

第 28 条 手続き上の瑕疵があっても行為は有効

- (1) 運営委員会、小委員会、または委員として行動した者の行為は有効とみなされる。
- (2) 次のような場合でも有効とする。
 - (a) 任命手続きに不備があった場合

(b) 委員資格が後に無効と判明した場合

第 29 条 会議を開催しない決議

- (1) 全委員が署名した書面決議は、正式に招集された会議での決議と同等の効力を持つ。
- (2) 書面決議は複数の文書に分けて署名することもできる。

第 30 条 最初の年次総会

最初の年次総会は、最初の会計年度終了後 6 か月以内に開催しなければならない。

第 31 条 年次総会

- (1) 年次総会は毎年開催しなければならない。
- (2) 年次総会は次の時期までに開催する。
 - 会計年度終了後 6 か月以内
- (3) 年次総会では次の事項を行う。
 - (a) 前回年次総会およびその後の総会の議事録確認
 - (b) 会長の年次報告の提出
 - (c) 会計による財務報告の提出
 - (d) 運営委員の選出
 - (e) 会費の決定（必要な場合）
 - (f) その他議長が適切と認める事項

第 32 条 総会の招集

- (1) 事務局長は総会を招集することができる。
- (2) 運営委員会は総会を招集することができる。
- (3) 会員の少なくとも 20% が書面で要求した場合、事務局長は総会を招集しなければならない。
- (4) 要求書には次の事項を記載する。
 - (a) 会議の目的
 - (b) 会議で審議する議題

第33条 総会の通知

- (1) 事務局長は総会開催の少なくとも14日前に会員へ通知しなければならない。
- (2) 通知には次を記載する。
 - (a) 日時
 - (b) 場所
 - (c) 議題
- (3) 通知は次の方法で行うことができる。
 - (a) 郵送
 - (b) 電子メール
 - (c) 協会が決定するその他の方法

第34条 総会の議事

- (1) 通知された議題のみを審議する。
- (2) ただし年次総会では次の事項を審議できる。
 - (a) 財務報告
 - (b) 監査人の任命
 - (c) 運営委員の選出

第35条 総会の定足数

- (1) 総会の定足数は投票権を持つ会員の20%とする。
- (2) 開始30分以内に定足数が満たされない場合、会議は延期される。
- (3) 延期された会議では、出席会員で会議を成立させることができる。

第36条 総会の議長

- (1) 会長が議長を務める。
- (2) 会長が不在の場合、副会長または出席会員の中から議長を選出する。

第37条 総会での出席

- (1) 会員は次の方法で総会に出席できる。

(a) 会場での出席

(b) オンラインまたは電子通信手段

(2) 電子通信で参加する場合でも、会議に出席しているものとみなす。

第 38 条 議決方法

(1) 総会の決議は出席会員の過半数により決定する。

(2) 賛否同数の場合、議長が「決定票 (casting vote)」を持つ。

第 39 条 投票方法

(1) 投票は次の方法で行うことができる。

(a) 挙手

(b) 投票用紙

(c) 電子投票

(2) 議長または会員の要請により秘密投票を行うことができる。

第 40 条 代理投票

(1) 会員は代理人による投票を認めない。

(2) ただし規則で別途認められている場合はこの限りではない。

第 41 条 特別決議 (Special Resolution)

(1) 特別決議は、出席し投票権を有する会員の少なくとも 75%以上の賛成により可決される。

(2) 特別決議は次の事項に使用される。

- 定款の変更
- 協会の解散
- 法律で特別決議が必要とされる事項

(3) 特別決議を行う場合、会議通知にその旨を明記しなければならない。

第 42 条 会計年度

協会の会計年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

第 43 条 資金の管理

- (1) 協会の資金は次の方法で管理する。
 - (a) 会費
 - (b) 寄付
 - (c) 助成金
 - (d) 活動収益
 - (e) その他の合法的収入
- (2) すべての資金は協会名義の銀行口座に預ける。
- (3) 支払いは運営委員会が承認した方法で行う。

第 44 条 会計記録

- (1) 会計は協会のすべての財務取引の正確な記録を保持しなければならない。
- (2) 会計記録には次を含む。
 - (a) 収入
 - (b) 支出
 - (c) 資産
 - (d) 負債
- (3) 記録は法律に従って保管される。

第 45 条 監査

- (1) 必要な場合、協会は監査人を任命する。
- (2) 監査人は法律に従い財務報告を監査する。

第 46 条 文書の保管

- (1) 協会は次の文書を安全に保管する。
 - (a) 定款
 - (b) 会員名簿
 - (c) 議事録

(d) 会計記録

(2) 会員は合理的な時間内でこれらを閲覧できる。

第47条 印章 (Common Seal)

(1) 協会は必要に応じて公式印章 (Common Seal) を保持することができる。

(2) 印章は運営委員会の管理下に置かれる。

(3) 印章の使用は運営委員会の承認を必要とする。

第48条 通知

(1) 会員への通知は次の方法で行うことができる。

(a) 郵送

(b) 電子メール

(c) 協会が承認する電子通信

(3) 郵送の場合、発送後 数日以内に到達したものとみなされる。

第49条 損害補償 (Indemnity)

運営委員および役員は、善意で職務を遂行した場合、協会により合理的範囲で損害補償を受けることができる。

第50条 非営利条項

(1) 協会は非営利団体とする。

(2) 協会の収益および財産は、協会の目的達成のためにのみ使用する。

(3) 会員に対して利益配分を行ってはならない。

(4) ただし、次の場合は認められる。

(a) 正当な費用の支払い

(b) 提供されたサービスへの適正な対価

第51条 解散

(1) 協会が解散する場合、残余財産は会員に分配してはならない。

- (2) 残余財産は、同様の目的を持つ他の非営利団体へ移転する。
- (3) 移転先は解散時の総会で決定する。

以上